

被扶養者資格確認実施要項

現在認定中の被扶養者の資格再確認を実施いたします。下記をご参照いただき『被扶養者資格確認届』のご提出をお願いします。

【送付予定】

令和6年11月13日（水）

【提出期限】

令和6年12月16日（月）必着

【提出方法】

太枠内に必要事項をご記入いただき、届書下段『被保険者欄』にご署名の上郵送にてご提出ください（右下の「事業所確認欄」のご署名は不要です）。被扶養者の状況に変動がない場合は、FAX（06-6941-1815）でお送りいただいても結構です。

ご就職、収入基準超過等により被扶養者を削除する場合は、該当者の健康保険証を添付の上ご郵送ください。

【その他】

- ・任意継続被保険者は、確認届裏面記載の添付書類（収入の証明等）は不要です。
- ・被扶養者の範囲につきましては、下記「被扶養者認定の範囲」をご参照ください。
- ・『被扶養者資格確認届』の提出がない場合は、認定不能として、やむを得ず職権により被扶養者削除の処理をさせていただくこともありますのでお含みおきください。
- ・今回は、被扶養者の確認のみ行い、健康保険証の更新は行いません。

【届書提出先・照会先】

〒540-0019 大阪市中央区和泉町2丁目1番11号

大阪府建築健康保険組合 業務課

☎06-6942-3623 FAX 06-6941-1815

◆被扶養者認定の範囲◆

◎主として被保険者の収入によって生計を維持されている方

「主として生計維持」されている状態とは、生活に必要な費用が主として被保険者によって賄われている状態、被保険者の得る収入によって対象者の暮らししが成り立っている状態をいいます。

◎被保険者と同一世帯を条件としない人

- ①配偶者（事実婚含む） ②子・孫 ③兄姉弟妹 ④父母 ⑤祖父母 ⑥曾祖父母

◎被保険者と同一世帯が条件となる人

- ①前記以外の三親等内の親族 ②事実婚の子・父母

◎収入のある被扶養者の場合

年間収入が、将来に向かっての年間ベースで、130万円未満（60歳以上の方、又は、障害厚生年金を受給できる程度の障害者の方は180万円未満）である方が対象となります。

- ①同居の場合は、被保険者の年間収入の半分未満であること。
- ②別居の場合は、被保険者からの送金（援助）額より少なく、また、被保険者の収入・被扶養者の状況・対象者の収入等から見て、送金（援助）額が金額的に社会通念上妥当であること。

※ここでいう収入とは、給料（交通費等含む）・年金（遺族・障害年金等非課税の年金も含む）・健康保険の傷病手当金及び出産手当金・株の配当や利子・家賃収入等全ての収入が対象となります。

※パート・アルバイト等で月収入が大きく上下する場合は、直近3ヶ月の平均月額を年間ベースにおき直して判断します。

◎夫婦共同扶養の場合

夫婦が共同で扶養している場合は、年間収入の多い方の被扶養者となり、年間収入が同程度の場合は、主として生計を維持する方の被扶養者となります。

◎雇用保険の失業給付受給者の場合

失業給付受給中（基本日額が3,611円以下は除く）は被扶養者となれません。